議会　　　議長　様　　　　　　　　 　　　　　令和4年　　月　日

最低賃金の抜本的な引上げを求める請願書

　　　　　　　　　　　　　請願者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

電　話

　　　　　　　　　　　　　　　紹介議員

請願趣旨

　消費経済力の低迷の中で、激しい物価値上がりの事態となってきました。この間わずかずつ最低賃金が引き上げられていますが、「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法第２５条生存権）をするためにも大幅な引き上げが必要となってきています。

　日本の最低賃金は、ＯＥＣＤ（経済協力開発機構）諸国と比較しても最低水準です。２０２１年の地域別最低賃金は山梨県では時給８６６円、東京都でも１０４１円にすぎません。これでは１日８時間・週４０時間フルに働いても東京都では２１７万円、山梨県では１８０万円にすぎません。しかも東京都と比べて時給では１７５円、年間では３７万円の地域間格差が生じています。

　最低賃金の全国一率の引き上げは、正規非正規労働者やフリーランスなど働く者の生活にとって不可欠です。また中小零細経営の具体的な経営支援を行い、地域の購買力を上げるためにも最低賃金を根本的に引き上げることを国に求めます

　そのため、下記の項目の意見書の提出をお願いします。

**請願項目**

１．　地域間格差を是正し、全国一律最低賃金をめざすこと。

２．　働く者の生活を支えるため、最低賃金時給１５００円をめざすこと。

３.　最低賃金の引上げができように中小零細経営への支援策を行うこと。

４.　最低賃金法と労働基準法には未払いへの罰則もあることから地域の指導を徹底すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出するよう請願いたします。

**提出先**

内閣総理大臣　厚生労働大臣　総務大臣　中央最低賃金審議会

議会　　　議長　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　４年　月　日

請願者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　紹介議員

物価高騰に伴う悪徳商法や便乗値上げを許さぬ対応を

請願趣旨

　厳しい物価高がはじまりました。これはウクライナ戦争だけでなく以前からも物価高が続いてもいました。そしてウクライナ戦争を契機とした激しい物価高騰です。総務省の「消費者物価指数」をみても２０００年から２０２２年４月までで、食料品は１２．７%、光熱水費は１８．９%、エネルギーは２３．８％の値上げでなっています。今後、さらに強まると考えられます。

この間、「ネットの情報商材トラブル」や「高齢者をターゲットにする悪質商法」もありましたが、「物価高つけ込む便乗値上げ」も考えられます。消費生活を守るためにも、激しい物価高騰を抑えるとともに、悪質商法や便乗値上げを許さない取り組みの強化がさらに求められています。

国は、「消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる」ように各自治体・消費生活センターと共に、今まで以上の対策が求められています。つきましては下記の項目の意見書の提出を請願します。

請願項目  
1.　　消費生活における地域・自治体の相談体制・ホットラインを今まで以上に強化し

　　てください。そのため消費生活相談員などの増員強化などの必要な財政支援を求

めます。

２.　高齢者や若者をターゲットにする悪質商法による被害が強まっています。地域の「見守り活動」もはじまりましが、公的援助が必要です。

３.　特に物価高を口実にする「便乗値上げ」や「品物不足などの風評被害」を極力やめさせる監視・是正などの公的対応を求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を国に提出しますように請願いたします。

**提出先**

内閣総理大臣　厚生労働大臣　総務大臣　消費者庁長官

議会　　　議長　様　　　　　　　　 　　　　　令和4年　　月　日

国是である非核三原則の堅持を求める請願書

　　　　　　　　　　　　　請願者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

電　話

　　　　　　　　　　　　　　　紹介議員

**請願趣旨**

核兵器を「持たず」「作らず」「持ち込まさず」の非核三原則は、日本の基本政策であり国是です。

１９７１年の[沖縄返還協定](https://kotobank.jp/word/%E6%B2%96%E7%B8%84%E8%BF%94%E9%82%84%E5%8D%94%E5%AE%9A-39934)の可決に際して衆議院本会議において、この三原則を内容する採択がされました。それ以降、[政府](https://kotobank.jp/word/%E6%94%BF%E5%BA%9C-86390)は繰り返しこれを確認してきただけでなく、[国会](https://kotobank.jp/word/%E5%9B%BD%E4%BC%9A-65177)でも「非核三原則を国是として堅持する」との決議を６回も繰り返してきました。

なお、核兵器の製造や保有は、原子力基本法の規定でも禁止されています。また日本も締結している核兵器不拡散条約では第2条「核兵器その他の核爆発装置を製造せず又はその他の方法によって取得しないこと……を約束する」としてきました。

１９８０年代中期より非核三原則を指針とする自治体による非核宣言がはじまりました。[非核宣言自治体](https://kotobank.jp/word/%E9%9D%9E%E6%A0%B8%E5%AE%A3%E8%A8%80%E8%87%AA%E6%B2%BB%E4%BD%93-892317)の宣言をした全国１７１８の自治体のうち２０２２年では１６５７自治体にもなり。日本非核宣言自治体協議会の会員の自治体は３４６にもなっています。さらには、国際社会においても２０２１年核兵器禁止条約が発効しています。

　しかし、ウクライナ戦争を理由に「非核三原則の見直し」「核供有」論が言われ始めました。この事態は、これまで国是とする積み重ねと憲法をも無視し平和に逆行する危険な動きと考えられます。

　そのため、下記の項目の意見書の提出をお願いします。

**請願項目**

１．　戦争核被爆国として、非核三原則を国是として堅持すること。

２．　地球規模で人類を破滅させる非人道的な核戦争の脅威を広く国民に伝えること。

３. 　核保有国と非核保有国の橋渡しを積極的かつ具体的に行うこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出するよう請願いたします。

**提出先**

内閣総理大臣　衆議院議長　参議院議長　外務大臣　総務大臣